

## 役員の報酬に関する規程

## 社会福祉法人 横手福祉会

### 役員の報酬に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横手福祉会（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (常勤及び非常勤の役員)

第2条 常勤の役員は理事長とし（以下「常勤役員」という。）、非常勤の役員は理事、監事、評議員（以下「非常勤役員」）及び職員兼務役員（以下「施設長」）をいう。

#### (報酬の区分)

第3条 役員の報酬は、常勤役員については月額で支給し、非常勤役員については日額で支給する。ただし、施設長は職員給与規定の適用を受ける。

#### (報酬月額)

第4条 常勤役員の報酬月額は、600,000円以内とし、手当は支給しないものとする。

#### (報酬の支給日等)

第5条 常勤役員の報酬は、月の1日から末日までを報酬計算期間とし、その翌月の15日に支給する。支給日が休日または土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 常勤役員の報酬はその全額をその役員が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除すべき金額を控除して支払うものとする。

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が離職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

3 前2項の規程により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその月の現日数から就業規則第29条の規定を準用し、休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(非常勤役員の報酬日額)

第8条 非常勤役員の報酬日額は、次のとおりとする。

一 理事	日額	5,500円
二 監事	日額	5,500円
三 評議員	日額	5,500円

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 1月 22日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。